

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の取消通知書

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認の取消通知書

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認の取消通知書

- 1 この通知書は、所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧法」という。）第8条第1項又は旧法第9条において準用する旧法第8条第1項の規定により、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

（注）帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項（旧法第8条第1項第1号又は同項第2号）に係る取消しを行う場合には別葉とする。

- 2 通知文については、次のとおり記載する。

- （1）「第8条第1項第 号」には、取消しの理由に応じて旧法第8条第1項の該当号を記載する。
（2）「（同法第9条において準用する）」は、承認の適用条項が旧法第4条第1項、旧法第4条第2項及び旧法第4条第3項である場合には抹消し、旧法第5条第1項、旧法第5条第2項又は旧法第5条第3項である場合には、「（」及び「）」を抹消する。

- 3 「1 取消しの対象」の各欄には、取消しの対象とする国税関係帳簿書類の承認時の申請書又は承認通知書に基づいて、その名称等、承認の適用条項及び承認年月日（みなし承認の場合にはみなし承認年月日）を記載する。

- 4 「2 取消しの理由」には、取消しの理由を記載する。

この場合、取消対象の国税関係帳簿書類について、

- （1）旧法第8条第1項第1号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が行われていない事実
（2）旧法第8条第1項第2号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が旧法第4条第1項、第2項及び第3項に規定する令和3年財務省令第25号による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条第1項から第6項に定めるところに従って行われていない事実があることを、取消対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類が取消しの対象となる場合で取消しの事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。

（注）この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。

- 5 「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」欄の空白箇所には、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合に、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を抹消する。

- 6 教示文については、処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。

- （1）税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合（別紙1）

「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記載する。

また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

- （2）国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合（別紙2）

「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。

また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

- 7 この通知書及び教示文は、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を保存義務者に送付する。